

「資格情報のお知らせ」に係る Q&A

Q1: 「資格情報のお知らせ」とはどのようなものですか？

A1: ご自身の健康保険の資格を簡易に把握できるもので、健康保険組合への保険給付の申請や健康診断の補助申請、保養施設の申込等をする際に必要となる「被保険者記号・番号」を確認することができます。

また、機器の故障等でマイナ保険証が利用できない場合でも、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで保険診療が受けられます。

※原則はマイナ保険証のみで医療機関等での受診が可能です。

Q2: 「資格情報のお知らせ」を受け取ったら何かすることはありますか？

A2: ご家族分も含め、記載されている資格情報とマイナンバー下 4 桁の内容に誤りがないかを必ずご確認ください。

※記載内容に誤りがあった場合は、当組合業務課（03-5990-9390 対応番号：1）までご連絡ください。

Q3: 今回配信された「資格情報のお知らせ」は、家族全員分ですか？

A3: 令和 6 年 9 月 20 日現在、当組合に加入されている方が対象となります。

※配信は、被保険者宛のみとなり、被扶養者分も合わせて配信しております。

※令和 6 年 9 月 21 日以降、資格喪失の手続きが完了している方については、対象外となります。

Q4: 令和 6 年 9 月 21 日以降に加入手続きした人の「資格情報のお知らせ」はいつ配信されますか？

A4: 令和 6 年 9 月 21 日から令和 6 年 12 月 1 日までに加入の手続きが完了された被保険者および被扶養者の「資格情報のお知らせ」の配信時期については、後日ご案内いたします。

Q5: 配信された「資格情報のお知らせ」はいつまで確認（ダウンロード）することができますか？

A5: 現在検討中ですので、後日ご案内いたします。

なお、配信日以降、被保険者が転職等で資格喪失した場合や被扶養者が就職等で扶養から削除となった場合は、閲覧およびダウンロードはできなくなります。

Q6: 現在持っている「保険証」は使えなくなるのですか？

A6: 令和 6 年 12 月 2 日以降は、「マイナ保険証」を利用した医療機関等への受診に切り替わります。

※経過措置として令和 7 年 12 月 1 日までは現在お持ちの「保険証」も利用できますが、令和 7 年 12 月 2 日以降は利用できなくなりますので、お早めに「マイナンバーカード」に「保険証利用登録」を行っていただきますようお願いいたします。

Q7: 資格を喪失した場合、現在持っている「保険証」はどうすればよいですか？

A7: 令和 7 年 12 月 1 日までの間に健康保険の資格を喪失した場合や扶養から削除となった場合には、当組合まで必ず返却していただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

東京都家具健康保険組合 臨時ダイヤル

03-5990-9066（平日 9:00-12:00,13:00-17:00）

※令和 6 年 10 月 15 日から令和 6 年 11 月 29 日まで開設予定です。